

総合育成支援員配置事業とは？

普通学級に在籍するLD，ADHD，高機能自閉症等の発達障害や肢体不自由等の幼児，児童又は生徒（以下「児童等」という。）に対する学習活動上の支援や学校生活上の介助等を行う京都市総合育成支援員（以下「支援員」という。）について，普通学級にLD等の発達障害や肢体不自由等の児童等が在籍し，支援員を配置することによって，当該児童等へのより有効で効果的な支援や介助等を行うことが期待できる京都市立の幼稚園，小学校，中学校又は高等学校（以下「学校」という。）に配置します。

総合育成支援員の職務・役割は？

普通学級に在籍するLD，ADHD，高機能自閉症等の発達障害や肢体不自由等の幼児，児童又は生徒（以下「児童等」という。）に対する学習活動上の支援や学校生活上の介助等を行う京都市総合育成支援員（以下「支援員」という。）について，普通学級にLD等の発達障害や肢体不自由等の児童等が在籍し，支援員を配置することによって，当該児童等へのより有効で効果的な支援や介助等を行うことが期待できる京都市立の幼稚園，小学校，中学校又は高等学校（以下「学校」という。）に配置します。

支援員の職務内容は？

校園長，教頭，総合育成支援教育主任，学級担任等の指導・監督のもとに，おおむね次に掲げる職務（教員免許を持たない者でも可能な仕事）を行います。

（１）学習指導の補助

- ・ 読み取りに困難を示す児童等に対して，黒板の読み上げを行う
- ・ 書くことに困難を示す児童等に対して，テストの代筆などを行う
- ・ 聞くことに困難を示す児童等に対して，教員の話を繰り返し聞かせる 等

（２）校内の移動介助や安全確保

- ・ 肢体不自由等の児童等の校内移動時の介助や付き添いを行う等
- ・ 教室を飛び出した児童等に対して，安全確保や居場所の確認，落ち着ける場所への誘導，付き添い，教室への復帰・誘導などを行う
- ・ 家庭科，図画工作，理科等での包丁，カッター，火の使用時などに補助に入り安全確保を行う
- ・ 他者への攻撃や自傷などの危険な行動の防止等安全に配慮する 等

（３）宿泊を伴わない学校行事の介助

- ・ 運動会や学習発表会の際に，支援の必要な児童等がスムーズに取り組めるよう見守る

- ・ 校外活動時における児童等が慣れない場所での移動や乗り物への乗降などの介助や付き添いを行う
 - ・ 肢体不自由等の児童等の校外活動時の介助や付き添いを行う 等
- (4) 周囲の幼児児童生徒に対する障害理解促進・啓発の補助
- ・ 周囲の者ができる支援や適切な接し方などを，担任と協力しながら周囲の児童等が理解しやすいように伝える
 - ・ 支援を必要とする児童等に適切な接し方をしている児童等の様子を見かけたら，その場の状況に応じて賞賛する 等
- (5) その他上記(1)から(4)までに付随すると校長が認めたもの

総合育成支援員（非常勤嘱託員）の勤務条件は？

- < 任用期間 > 4月4日から翌年の3月25日まで（1年以内）
平成20年度の任用開始は，10月から翌年1月までの毎月1日から
- < 勤務時間 > ・ 1週間あたりの勤務時間は，20時間（翔鸞小学校の場合）
・ 1日当たりの勤務時間の上限 8時間（休憩時間を除く）
・ 報酬は，勤務1時間につき1,000円を支給する。

< 支援員の任用の要件 >

- ・ 満18歳以上70歳以下であるもの
- ・ 3ヶ月以上継続して勤務できるもの
- ・ 京都市の学校教育に理解と熱意のあるもの

* 校長が面接の上,決定する。(原則1名)

* 詳しくは,京都市立翔鸞小学校までお電話でお問い合わせください。

京都市立翔鸞小学校 TEL.075 462 0084